

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年12月27日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ 日本バランス20
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月23日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成29年10月24日から平成30年10月22日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間を平成29年12月27日までとし、平成29年12月28日をもって信託を終了する予定です。詳しくは(12)その他をご確認ください。

<訂正後>

平成29年10月24日から平成29年12月27日まで

(12)【その他】

<訂正前>

ファンドの受益権の口数が信託約款に定められた口数を下回っており、償還することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき平成29年10月24日現在の受益者（平成29年10月23日までに、取得申込みの受付を完了された受益者が対象となります。）に、平成29年12月28日付けで繰上償還することについての意向を確認する手続きを平成29年10月24日から平成29年11月27日まで行います。

当該期間中に償還に反対された受益者の受益権の合計口数が平成29年10月24日現在の受益権総口数の半数を超えない場合、ファンドは繰上償還となり、取得申込みの受付は平成29年12月27日までとします。また、否決された場合、ファンドを継続する旨を公告するとともに、平成29年10月24日現在の受益者にその旨を記載した書面を交付いたします。

繰上償還決定の可否につきましては、平成29年11月28日に委託会社のホームページ（<http://www.am.mufg.jp/>）にてお知らせいたします。

<訂正後>

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

無期限（平成12年3月31日設定）

繰上償還が決定した場合、平成29年12月28日まで（平成12年3月31日設定）となります。

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

<訂正後>

平成29年12月28日まで（平成12年3月31日設定）